

## 令和元年度第 1 2 回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 2 年 3 月 10 日 (火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎 2 階 会議室					
開会時間	1 3 時 3 0 分					
閉会時間	1 4 時 4 0 分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1 番	市川 春樹	出席	5 番	野口 孝志	出席
	2 番	糸田 雅樹	出席	6 番	竹内 友夏	出席
	3 番	井上 雅夫	出席	7 番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4 番	庄倉 三保子	出席			
	8 番	野口 龍馬	出席	14 番	頼田 洋子	欠席
	9 番	遠藤 宏明	出席	15 番	井上 武	出席
	10 番	恩田 真季	出席	16 番	田邊 元史	出席
	11 番	林原 敏夫	欠席	17 番	作野 英明	出席
	12 番	池田 和雄	出席	18 番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	13 番	吉次 純一郎	出席			
	18 番	遠藤 健一		1 番	市川 春樹	
出席吏員	事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 小森 宏美 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
第 3 号	農用地利用集積計画案の決定について
第 4 号	農用地利用配分計画の意見照会について
第 5 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
報告事項	(1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について (2) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用完了届について (3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について (4) 令和元年度遊休農地調査結果 (最終) について
その他	(1) 令和 2 年度第 1 回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	ただいまより、令和元年度第 12 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は芝田局長が議会出席のため欠席です。代わりに私が務めさせていただきます。本日の欠席者は 11 番林原敏夫委員、14 番頼田洋子委員です。農業委員会等に関する法第 27 条及び農業委員会会議規則第

		5条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会 長	－省略－
	局長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、18番 遠藤健一委員、1番 市川春樹委員、書記につきましては小森宏美職員をお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。
	局長補佐	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容について説明いたします。  【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】  番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 603㎡ 計：田1筆 603㎡ 合計：1筆 603㎡  譲渡人： 耕作面積： ㎡ 譲受人： 耕作面積： ㎡ 所有権移転、売買  さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。10aあたり 円での売買でございます。
	議 長	議案第1号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	無いようですので、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議 長
	局長補佐	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきまして説明いたします。  【議案第2号朗読及び説明（議案書4頁）】  番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 181㎡ 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：雑種地 資材置場

		<p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地(他の農地区分に該当しない)に該当します。転用計画は建築資材置場です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。10aあたり 円での売買でございます。</p>
	議長	<p>ただ今事務局より説明がありました。</p> <p>この件について、本日現地調査を行っております。野口孝志委員より説明をお願いします。</p>
	野口孝志委員	<p>本日9時より、恩田会長、市川職務代理、井上武委員、恩田真季委員、糸田委員、亀尾局長補佐、野口7名で現地確認に行きました。</p> <p>現地調査資料の5Pに略図が載っていますが、青い線が上下にあります。水路になっておりますが、ここに側溝を付けると言う事です。右側は宅地になっておまして、以前は さんの所有でしたが、皆さん亡くなられ、親戚にあたる さんに譲渡された土地です。この宅地と申請地の間に道路が通っています。資材置き場と言う事で、手前が車両置場で奥にユニットハウスとトイレを建てると言う事です。以上です。</p>
	議長	<p>現地調査報告書が終わりました。議案第2号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。</p>
	一同	無し。
	議長	<p>無いようですので、『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。</p>
議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	<p>『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。</p> <p>内容について説明いたします。</p> <p><b>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書4～25頁)】</b></p> <p>整理番号 52番～98番      設定を受ける者： 27名      設定をする者： 45名      設定をする土地： 74筆 計 122,326㎡</p> <p>[農地中間管理権を取得する場合]      整理番号 353番～369番      設定を受ける者： 1名      設定をする者： 7名      設定をする土地： 45筆 計 67,792㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。</p> <p>中間管理権を取得する案件につきましては、この次の議案で説明をさせていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>

	議 長	ただ今説明がありました議案第 3 号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。
	田邊委員	360 番と 361 番ですがどちらも が受けるようですが、360 番は 円、361 番は 円と価格差があります。この理由を教えてくださいです。不公平感があるように感じます。
	局長補佐	22P、360 番と 361 番の賃借料についてのご質問ですが、伺ったところによると 361 番の さんは、始めは と話をされていましたが、位置的な事で法人さん同士がご相談され、 の方で受けるという事になった経緯があります。詳しい説明は地元委員さんでお願いできたらと思います。
	議 長	地元農業委員さん、何か付け加えることがあればお願いします。
	庄倉委員	ご指摘の通り、金額の差があり疑問に思われたかと思いますが、360 番の さんは の構成員です。 の規約で、構成員の田は 円で借りる。 でも構成員以外の方は 円で借りると決めています。さんと話をして、うちは 円だとお伝えしましたが、今回の議案の中に が同じ さんと借りておられて、 円と提示を受けておられたので、 さんの方から一緒の金額で良いよと言われました。本来は 円だけでも良いですか？と重ねて確認しましたが、自分の方でも同じ額の方が良いからと言われたので、今回 円にしました。以上です。
	田邊委員	分かりました。
	議 長	他にはご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	無いようですので、『議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について』議決決定されました。
議案第 4 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について		(産業課 本田秀和課長補佐入室)
	議 長	議案第 4 号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。 提案者より説明を求めます。
	本田 課長補佐	農用地利用配分計画（案）の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 26～34 頁）】。
	議 長	議案第 3 号につきまして提案者より説明がありました。質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第 4 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決承認されました。
		(産業課 本田秀和課長補佐退室)
5. 報告 (1) 農地法 第 18 条第 6 項の規定によ る通知につい	議 長	報告 (1)『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	【農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書についての内容を朗読（議案書 35～36 頁）】
	議 長	この件について質疑を受けます。

て		何かございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	無いようですので報告(1)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を終わります。
(2) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用完了届について	議 長	報告(2)『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用完了届について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	【農地法第5条第1項の規定による農地一時転用完了届についての内容を朗読(議案書37~38頁)】 本日午前中に行いました現地調査で、復元されていることを確認しました。
	議 長	この件について質疑を受けます。 何かございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	無いようですので報告(2)『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用完了届について』を終わります。
(3) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について	議 長	報告『(3) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』朗読及び説明(議案書39頁)】 1番についてですが、河川改修工事に伴う一時転用です。こちらは会長の了承を頂き、市川代理、担当地区農業委員、担当地区推進委員と現場確認を令和2年2月14日にさせていただきました。2,000㎡以内の、工期が6カ月以内でしたので、現場確認させていただきました。2番は報告事項(2)でも上がっている一連の河川改修に伴う一時転用です。こちらでも会長の了承を頂き、令和2年2月25日に市川代理、担当農業委員、担当地区の推進委員と現場確認しています。賃貸借で賃料ですが、1番は10aあたり 円、2番は10aあたり 円と聞いております。
	議 長	ただ今報告があった一時転用の件につきまして、何かありましたらお願いします。
	一 同	異議なし。
	議 長	無いようですので、報告(3)『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』を終わります。
(4) 令和元年度遊休農地調査結果(最終)について	議 長	報告『(4) 令和元年度遊休農地調査結果(最終)について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	【『(4) 令和元年度遊休農地調査結果(最終)について』概要説明(議案書40頁)】
	議 長	ただ今報告があった件につきまして、何かありましたらお願いします。
	糸田委員	解消農地はどういった経緯で解消されて、今は耕作されているのかを今後の参考に教えて頂きたいのです。
	局長補佐	天津と賀野ですので、よろしければ担当地区の班長さんから説明をお願いします。
	庄倉委員	天津地区は解消が4筆でした。この農地は所有者が入院されていて長い間悩んでいた場所です。所有者の方と親しい方が全ての草刈りをして

		<p>くださいました。私も手伝いに行きましたが、今は綺麗になって春から水稻を作付されるとのことです。利用権設定ではなく、そこの知り合いの方がお手伝いという形です。こういった形で親しい人をお願いして、1つでも2つでも筆が解消されるのはいい傾向だなと感じています。以上です。</p>
	局長補佐	<p>賀野の朝金の筆ですが、現地を担当委員さん達と見に行き、農業委員さん、推進委員さんの精力的な声をかけで解消しました。天津程荒れていなかったこともあり、比較的解消しやすい場所でもありました。水稻作付で話が進んでいます。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。他には無いようですので次に進みます。</p>
6. 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて	議長	<p>『農業委員会の法令遵守の申し合わせについて』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>本日追加案件をお配りしています。農業委員会の法令遵守の申し合わせについて下記のことを決議することを求める内容になっています。内容について説明します。</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。</p> <p>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施する。</p> <p>以上2点の決議をお願いいたします。</p>
	議長	<p>ただ今説明があったことについて、議決をとりたいと思います。賛成者全員の方の挙手をお願いしたいと思います。</p>
	一同	<p>挙手</p>
	議長	<p>全員の方が挙手されましたので、全会一致でこの南部町農業委員会は農業委員会の法令遵守の申し合わせについて決議いたしました。重ねて申し上げますが、全会一致で決定しました。</p>
7. 令和2年度第1回農業委員会総会の日程について	議長	<p>令和2年度第1回南部町農業委員会総会は、令和2年4月10日（金）に開催します。</p>
8. 閉会	議長	<p>これにて令和元年度第12回南部町農業委員会総会を閉会します。</p>
その他	議長	<p>その他に移ります。トラクターにロータリー等を装着したまま公道を走行することができるようになったそうですので、事務局より説明をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>配布させていただいた資料をご覧ください。農業会議から配布されたものです。ロータリー等を装着したまま公道を走行することができるようになったと言う部分は農業者についてメリットがある部分です。もう1枚の資料のチェックその4をご覧ください。免許の確認とあります。トラクターに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下を満たす必要があると道路交通法で定められているとあります。言い換えれば幅1.7mを超えてしまうと、大型特殊免許が必要と言う事になります。県内外でかなり検挙されていると言</p>

	う事です。検挙されてしまうと1年以下の懲役または30万円の罰金、更に違反点数が19点ですので免許の取り消し、更に1年間は再取得が不可という厳しい改正になっていますので、今回周知をさせていただきます。
議 長	地域の方々へ周知をお願いします。JAでも広めていると聞いていますが、また新たなことがあればお知らせしますのでよろしくをお願いします。他にはありますか。
作野委員	新年会決算報告及び花見会のお知らせ。
田邊委員	有志の会のお知らせ。
議 長	他にはありませんか。
一 同	無し。
議 長	無いようですので、これで終了いたします。